

事務事業名	ひとり親家庭高等技能訓練促進事業		会計	一般会計	実施区分	継続		
H29作成課等名	子育て支援課	H29係等名	家庭係	事業種別	政策	開始 22 終了		
基本計画上の位置づけ	政策 3	健やかに安心して暮らせるまちづくり						
	施策 36	生活困難者の自立及び支援						
目的	対象(誰・何を)	児童扶養手当を受給しているか、児童扶養手当を受給していないが同様の所得水準にあるひとり親家庭の親		対象指標	指標名及び単位		28年度数値	
	意図(どういう状態にするか)	ひとり親家庭の母等の就職に有利な資格取得を支援し、不足しがちな看護師等を地域全体で確保していく。			児童扶養手当の受給者のうち、全部支給の数(12月末)	390		
	向上させたい上位施策の成果指標	子どもを育てやすい社会環境であると感じている対象者の割合			高等職業訓練 高等資格取得希望者数(人)	2		
目標	種別	指標名及び単位		27年度計画	27年度実績	28年度計画	28年度実績	備考(指標変更など)
	成果指標	高等職業訓練 資格取得者(人)		1	1	1	0	
	成果指標	高等職業訓練 資格取得者/促進給付金受給者数(%)		100	0	100	0	
定性目標								
事業概要	<p>1 ひとり親家庭の母等が就業に必要な高等資格(看護師、介護福祉士等)を取得するためには長期間養成機関に通うことが必要であるが、その間の生活の不安や負担を軽減するために修学の期間の促進費と修了支援給付金を支給する。 ・高等職業訓練促進給付金…非課税世帯 月額100,000円、課税世帯 月額70,500円 (平成24年度以前入学者 非課税世帯 月額141,000円) ・高等職業訓練修了支援給付金…非課税世帯 50,000円、課税世帯 25,000円</p> <p>2 平成25年度からひとり親家庭の父も該当。(支給期間が上限2年間となる。(平成24年度以前入学者は全期間該当))</p> <p>3 平成26年度から給付金の名称変更(旧:高等技能訓練促進費、入学支援修了一時金)</p> <p>4 平成28年度から支給期間の上限が3年に回復。対象の資格も増額した。</p>							
28年度事業内容	事業内容			名称		活動指標		
	<p>1 高等職業訓練促進給付金対象者 継続1人(看護師)、新規1人 2 補助率 国3/4 飯田市1/4 3 支給額 (1) H27開始分 70,500円(課税世帯)×4+100,000円(非課税世帯)×8ヶ月×1人=1,082,000円 (2) H28開始分(新規) 70,500円(課税世帯)×12ヶ月=846,000円 (3) 高等職業訓練修了支援給付金 0円</p>			3		3		
事業コスト		27年度決算額	28年度予算額	28年度決算額	29年度繰越額	特定財源内訳、補足		
事業費計(千円)①		564	2,282	1,928	0	(国)母子家庭自立支援事業補助金(3/4)		
国庫支出金		423	1,711	1,711				
県支出金								
起債								
その他								
一般財源		141	571	217				
人件費計(千円)②		715	0	715	0			
正規職員所要時間		200		200				
臨時職員所要時間								
総事業費①+②		1,279	2,282	2,643	0			
事業内容・目標達成状況の振り返り	平成28年度は継続給付者1名、新規申請者は1名。子育てをしながら大学等に通り資格を取ることで母子の自立を支援する事業とし、今後制度が充実する予定であり、多くの母子が活用できるとよい。							
改革改善の考え方	①問題点	H22年度スタートの事業であり、ひとり親家庭の母等が経済的な自立をするのに効果が高く、確実に就業に結びついている。制度の見直しがなされ、今後を期待される事業であるため、広く周知をしていく必要がある。						
	②改革提案	事業効果が高い事業であり、毎年制度が少しずつ変わっているため、制度を熟知して窓口対応をする必要がある。						